今年の市政功労者

（敬称略順序不同）

名（団体名）	職（業）	氏名（団体名）	職（業）
第5号該当者		第6号該当者	
吉二三子	失次郎	新津市立新津第一中学校長	次貞
宇佐美サキ	俊治	第7号該当者	
川田藤吉	岩藤間永太郎	吉博男	医師
寺土佐弥富	三徳松敏阪平	新津市立新津第二中学校教諭	無職
第8号該当者		第9号該当者	
落夫ノ太	夫一	署作樹水淳	児害秋協会
部敏子	嘉康弘	察署長	交通安全協会
津田辺井	本村	津原原浦	老人クラブ
金吉渡吉	杉山	新栗栗栗井	町内会
第10号該当者		第11号該当者	
弥輔		署作樹水淳	児害秋協会
勝	裏田	察署長	交通安全協会
代檜	代雄	津原原浦	老人クラブ
		新栗栗栗井	町内会

立木の伐採は申告を

税率は山元価格の百分の二

山林の所有者が立木を伐採した場合は、新潟市税条例にもとづき木材引取税が課税されます。

木材引取税は、山元価格の百分の二の税率によって算出した税額を自主的に申告（納付）する制度になっています。

したがって、立木を伐採した場合は、翌月の七日までに必ず税務課係りに申告してください。

とくに今年一月以降に伐採したかたで、まだ申告していないかたは、早急に申告されるようおねがいします。

後日、税務課係員の調査によって未申告を発見した場合は、不申告加算金、重加算金等の多額の加算金合せて徴収することになりますのでくれぐれもご注意ください。

なお、八、二八水害により伐採した場合も同様に申告する必要がありますので、念のため申し添えます。

火の始末厳重に

火災発生すでに四十件

この二十六日から全国一斉に「秋季火災予防運動」が実施されます。

寒さとともに今年もまた火災の多発する時期をむかえたわけですが、このたびの運動では重点事項を

◇ガスボンベの置き場所と暖房器具の使い方の適否、煙突、煤掃

◇ふろ釜の焚き付けに際しての灰の完全消火

◇ダルマストーブの据付け、煙突の掃除

◇漏気の正しい取り付けおよび使用法の徹底

◇越冬用燃料の正しい貯蔵と保管

の五点におくわけです。

火災予防運動は、各職場、各家庭が正しい防火設備を整え、一人一人がつねに防火に気をくばることが最良の方法です。

今年、新潟市では、すでに四十件の火災と貴重な六人を出し、二千八百万円の家財を灰にしています。

恐ろしい火災に大切な人命や家財を失うことのないよう、"火災予防運動"実施を機会に一層、防火への関心をたかめましょう。

火事は救急車は一一九番

一一九番には火事と救急専用の緊急電話です。

一般的な用件で消防署へ電話するときは、二一〇一七五五番へおかけください。

町づくりに貢献

掛け上げも引き金も保険金

簡易保険の最高限度額が改正ワク必要ありません。

加入後二年以上を経過してから交通事故や火災など、不慮、不可抗力の災害で死亡した場合に保険金の倍額が支払われますが、今度の改正でワクが拡がり法定伝染病によって被保険者が死亡した場合にも倍額支払いをすることになりました。

この制度は、最近のようなうるさくしい交通戦争を反映して設けられたもので、家庭の幸せをまもり、市勢発展にも寄与する簡易保険に市民各位のご理解と協力をお願いします。

苦情はどうぞ

＝税務相談所＝

税金に関する苦情や相談は遠慮なく税務相談所までご利用ください。

更正決定等を受け、異議申し立ての期限が過ぎたかたでも税務相談所へご相談ください。

幸清水が児童公園に

上水道がどこまで市民の唯一の飲料水として利用され、小学校の校歌にもある幸清水が、近く児童公園に生まれ変わります。

市が都市計画事業の一環として造成した清水公園には幸清水を中心にブランコ、砂場、ベンチ、ジャングルジムなど、各種の遊具も備えられ、完成後は親子づれの憩いの場として市民に解放されます。

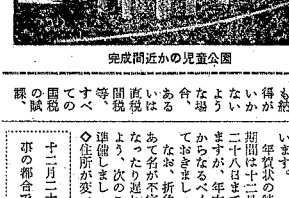

完成間近かの児童公園

ダイヤル市外通話 3ツのポイント

1 電話番号をおがばら十秒以内にダイヤルを…（十秒以上開きますとつながりません）

2 ダイヤルは続けて…（ダイヤルをはじめてから電話番号の数字と数字の間に五秒以上の間をおくとつながりません）

3 呼出音がくるまでもうよっと お待ちください（ダイヤルにあった遠隔の人々に、思いがけないさきえとて感謝され昨年度には倍額支払いをした金額は全国で十九億円にもなっています。

郵便局では現在、市場祭のもの に「明るい町づくり新加入運動」を実施中です。

電話なども、いずれの方法でも結構ですから次のところへご連絡ください。

連絡先 新潟市営所通り二番町 六四九十一番地 大蔵省合同庁舎、関東信越郵政局新潟支部、関東信越郵政局新潟郵便局、新潟電話局（電話、新潟代表二九一二二一）

年賀はがき――あて名を完全に

お年玉つき年賀はがきが十一日から発売されています。

年賀状の特別取り扱いが、年末にかけて混雑が予想されますので、念のため申し添えます。

期間は十二月五日から二十八日までとなっていますが、年末はこみますからなるべく早目に出しておきましょう。

なお、折角の年賀状にもあて名が完全で速やかに配達されるよう、次のことを早目に心がけてください。

①住所が変っていないか ②住所が変っていないか ③住所が変っていないか

十二月二十五日発行予定の広報にいつは、掲載記事の都合で新春一月一日に発行いたします。

郵便貯金で豊かなくらし

財産づくりには、ためる、ふやす、もう一つは守る方法があります。

しかし、ためる有利に外付、ふやすに適したものは保険、もう一つは守るに適したものは安全に外付けというように、それぞれ適したものを選ぶことが大切です。

①国が預金の元利金の支払を保証する安全、②半年複利で利子が利子を生み、③半年ごとに利子を元金に組入れて、④十年間はお預けなしで自由におろせる、⑤しかも全国どこの郵便局でも預け入れ、払戻しができるなど、そのうえ、郵便貯金はいっさい無税ですから非課税申告のめんどうがいりません。

郵便局では明るい町づくりに役立てられる郵便貯金を積極的に利用されるようよびかけています。

一〇〇番通話は少し割り込んで

（ダイヤルをはじめてから一呼吸分が saved いたときだけご利用ください）

（例）

時分	一〇〇番ダイヤル通話	市外局番	市内局番
一分	三十円	一十円	五円
二分	三十円	二十円	十円
三分	三十円	三十円	十五円
四分	四十円	三十五円	二十円
五分	五十円	四十一円	二十五円